

登米市公共工事の前金払取扱要綱及び登米市公共工事 の中間前金払取扱要綱の一部改正について

令和4年6月10日
契約検査室契約係

東日本大震災の被災地域の特例措置として地方公共団体が前金払をすることができる割合の上限が引上げられておりましたが、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部改正により令和4年6月10日から東日本大震災の被災地域における地方公共団体が前金払をすることができる割合の上限が引下げられたことから、本市においても要綱を改正し下記のとおり運用しますのでお知らせします。

記

1 登米市公共工事の前金払取扱要綱の一部改正について

被災地域の特例措置として引上げられていた地方公共団体が前金払をすることができる割合の上限について、建設工事の割合「10分の5」を「10分の4.5」に、建設関連業務の割合「10分の4」を「10分の3.5」に改正。

施行日：令和4年6月10日施行

2 登米市公共工事の中間前金払取扱要綱の一部改正について

被災地域の特例措置として引上げられていた前金払と中間前金払の合計額の割合の上限について「10分の7」から「10分の6.5」に改正。

施行日：令和4年6月10日施行

問合せ先：契約検査室契約係 TEL0220-22-2097